

汚染排出事業者の活性炭使用と交換を 汚染排出許可管理に盛り込むことに関する省生態環境庁の通知

公表日：2021-07-19

各区設市生態環境局、各関係事業所宛

「中華人民共和国大気汚染防止法」「中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法」「汚染排出許可管理条例」の関係規定を貫徹し、廃ガス処理、固形廃棄物管理と汚染排出許可管理との結びつきを強化し、汚染排出事業者の廃ガス処理、固形廃棄物管理の規範化を推進し、汚染排出事業者の法律上の義務を強化するために、関係事項を以下に通知する。

一、「中華人民共和国大気汚染防止法」第四十五条の規定に基づき、揮発性有機化合物含有廃ガスが発生する生産・サービス活動は、密閉空間もしくは設備の中で行い、併せて規定に従って汚染防止設備を設置・使用しなければならない。密閉できない場合は、廃ガス排出低減措置を講じなければならない。汚染排出事業者が吸着法を使って揮発性有機化合物廃棄物を処理する場合は、原則として「吸着法工業有機廃ガス処理技術規範」(HJ 2026-2013)、「重点業種揮発性有機化合物総合処理計画」(環大気〔2019〕53号)、「揮発性有機化合物処理実用マニュアル」の要求に適合しなければならない。各級生態環境部局は許可証の発給審査過程で自発的にサービスし、業務指導を行い、専門家と技術チームを使って企業の廃ガス処理改善を支援し、汚染物質の安定的基準達成排出を確保しなければならない。

二、「中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法」第七十八条の規定に基づき、有害廃棄物を発生させる事業所は、国家の関係規定に従い有害廃棄物管理計画を策定し、有害廃棄物管理台帳を作成し、関係情報を正しく記録し、併せて国家有害廃棄物情報管理システムを通じて所在地の生態環境主管部局に有害廃棄物の種類・発生量・排出先・保管・処分などに関する資料を申告しなければならない。「国家有害廃棄物リスト(2021年版)」によれば、排煙・VOCs処理プロセス(飲食業油煙処理プロセスを除く)で発生する廃活性炭は有害廃棄物であり、廃棄物分類はHW49である。各級生態環境部局は汚染排出事業者の有害廃棄物の保管・処分に対する監督を強化しなければならない。汚染排出事業者は法と規則に従って有害廃棄物管理義務を履行しなければならない。

三、「汚染排出許可管理条例」第十七条の規定によれば、汚染排出許可証は汚染排出事業者に対して生態環境監督を行う際の主な根拠である。汚染排出事業者が吸着法を用いて揮発性有機化合物を処理する場合は、汚染排出許可証の申請・変更の際に、「汚染排出許可管理条例」第十一条第三項の規定に従い、対応する設計プランもしくは検収文書を提供し、選

択した廃ガス処理プロセスが排出濃度要求を達成できること、もしくは汚染防止実用技術に適合していることを確認しなければならない。詳細に汚染防止施設の状況を記入し、活性炭交換周期・廃活性炭の処分先などを明記し、廃活性炭交換周期は別添の公式で計算する。申請時に要求通り記入していなかった場合は、許可証発給審査部門は申請事業者に補充を要求しなければならない。

四. 汚染排出事業者は「汚染排出許可管理条例」第二十一条の規定に従い、環境管理台帳記録制度を制定し、汚染排出許可証の定める書式・内容・頻度で、廃ガス処理設備の運転状況、活性炭交換状況、廃活性炭処分状況などを正しく記録しなければならない。環境管理台帳記録の保存期限は 5 年未満であってはならない。各級生態環境部局は汚染排出事業者の汚染排出許可証執行状況に対する監督を強化しなければならない。汚染排出許可証の要求通り台帳を記録していなかった場合、生態環境部局は「汚染排出許可管理条例」第三十七条の規定に基づき、汚染排出事業者には是正を命じ、毎回 5 千元以上 2 万元以下の過料を徴収しなければならない。汚染排出事業者が監督検査を受けるときに不正行為を働き、虚偽の活性炭管理台帳を提供した場合は、生態環境部局は「汚染排出許可管理条例」第三十九条の規定に基づき、汚染排出事業者には是正を命じ、2 万元以上 20 万元以下の過料を徴収しなければならない。

五. 各級生態環境部局は組織と調整を強化し、責任分担を実施し、企業に対する支援指導を強化しなければならない。汚染排出許可証発給審査部門は汚染排出許可証の発給審査と変更管理を強化し、企業が汚染排出許可証を適時に申請・変更するよう指導する。大気環境業務部門は汚染排出事業者の廃ガス処理プロセスに対する業務指導を強化する。固形廃棄物業務部門は汚染排出事業者の廃活性炭など固形廃棄物の保管・処分に対する業務指導を強化する。生態環境法執行部門は汚染排出事業者の汚染排出許可証要求実施に対する日常監督を強化し、違法行為を発見したときは、法と規則に従い厳粛に処分する。日常検査業務において、活性炭製品の品質問題の手掛かりを発見したときは、速やかに同級市場監督部局に移管しなければならない。

別添：活性炭吸着に関わる汚染排出事業者の汚染排出許可管理要求

江蘇省生態環境庁

2021 年 7 月 19 日

(この文書は公開配布する)

別添

活性炭吸着に関わる汚染排出事業者の汚染排出許可管理要求

一．活性炭吸着に関わる汚染排出事業者の汚染排出許可証申請記入要求

汚染排出事業者は廃ガス活性炭吸着処理設備設計プランに基づいて活性炭交換周期を決定し、併せて汚染排出許可証申請記入システムの固形廃棄物汚染物質排出情報・排出情報申請モジュールの中で、「固形廃棄物排出情報表」の中の「その他の情報」の廃活性炭記入個所に活性炭交換周期を記入し、併せて別添で廃ガス活性炭吸着処理設備設計プランをアップロードしなければならない。

汚染排出事業者に廃ガス処理設備設計プランが無かったり、実際の建設状況が設計プランと一致しないときは、以下の公式を使って活性炭交換周期を計算し、併せて別添で計算過程をアップロードする。計算で動的吸着量の値が 10%を超える場合は動的吸着量の値の根拠を含む活性炭性能証明書類をアップロードしなければならない。

$$T=m \times s \div (c \times 10^{-6} \times Q \times t)$$

式中：

T—交換周期、日

m—活性炭の用量、kg

s—動的吸着量、%（一般には 10%）

c—活性炭が削減する VOCs 濃度、mg/m³

Q—風量、m³/h

t—運転時間、h/d

計算例：下表の中の 2～5 番は、1 番のデータの活性炭用量、活性炭が削減する VOCs 濃度、風量、運転時間を変えて、異なる交換周期を導いている。

表 1 異なる条件の下での活性炭交換周期計算例

番号	活性炭用量 (kg)	動的吸着 量 (%)	活性炭が削減する VOCs 濃度 (mg/m ³)	風量 (m ³ /h)	運転時間 (h/d)	交換周期 (日)
1	650	10%	120	250	24	90
2	850	10%	120	250	24	118

3	650	10%	90	250	24	120
4	650	10%	120	350	24	64
5	650	10%	120	250	12	181

二. 活性炭吸着に関わる汚染排出事業者の環境管理台帳要求

「汚染排出許可管理条例」、「『重点業種揮発性有機化合物総合処理計画』配布に関する通知」（環大気〔2019〕53号）および「揮発性有機化合物処理実用マニュアル」中の要求に基づき、汚染排出事業者は環境管理台帳記録制度を制定し、吸着剤の種類と装填状況、使い捨て型吸着剤の交換時期と交換量、再生型吸着剤の再生周期・交換状況、廃吸着剤の貯蔵・処分状況について、詳細に記録し、かつ適切に保存しなければならない。環境管理台帳記録の保存期限は5年未満であってはならない。

三. 活性炭吸着に関わる汚染排出事業者の執行報告記入要求

汚染排出事業者が年次執行報告を記入するときは、汚染防止設備運転状況－汚染処理設備正常運転情報モジュールの「廃ガス汚染処理設備正常運転状況表」の活性炭吸着処理設備に関する情報記入欄に、設備運転時間、運転費用、除去効率、廃活性炭発生量などの情報を記入しなければならない。